

第56回広島県公立小中学校事務研究大会報告

広島県公立小中学校事務職員研究協議会

① 研修1

「教育課程の改革について」

講師 広島県教育委員会教育部 義務教育指導課 教育指導監 石川 直之 様

“平成30年度「学びの变革」全県展開をむかえて”と題し学習指導要領改訂に伴い、事務職員が実践すべきことについて講義が行われました。

新学習指導要領の全面実施時期は小学校が平成32年度から、中学校が平成33年度となっており、実施時期に合わせて平成30年度からは小中学校ともに移行期間となっています。また、幼稚園、保育所、幼保連携型認定こども園においては平成30年度から全面実施となり、「幼児期に育てほしい姿」の5領域に、より具体的に意識した10項目が加わっています。その教育を受けた幼児が来年度小学校に新1年生として入学してきます。

公立高校の入試問題を見て分かるように平成30年と平成25年の問題には大きな違いがあります。アクティブ・ラーニングの視点から、主体的・対話的で深い学びの実現が求められています。深い学びとは、グラフや専門用語を用いて各教科等の特質に応じた「見方・考え方」を働かせることです。その結果、以前までの入試問題では、記号や単語で解答するものが多かったのですが、近年は論理的に説明できるように記述式の解答が増加しています。高校入試の基本方針も平成28年から「知識及び技能を活用して、課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等を幅広く検査する」が追加されています。

「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善が進む中、出題の趣旨にも変化が見られます。日常生活の問題の解決のために、複数の情報を関連付けて論理的に考察し、数学的に表現したり、条件に合う事柄について、適切に判断できているかどうかを見ている。以前は計算結果を解答していましたが、最近の算数の問題ではなぜその結果になったのか、問題文に出てくる複数の単位等を関連付けて説明するようになっていきます。また「それぞれのグラフについて答えよ」となっている場合は、「メモ1は～、メモ2は～」、と答えられているか、解答方法も重要になってきます。

全面実施は2、3年後からですが、移行期間中である今すべきことは、たくさんあります。新学習指導要領に準じた授業を行うために教員は様々な準備を行います。何か購入するものはないか、準備は進んでいるかなど、事務職員からの声かけが必要です。実際に授業を行う先生たちの意見を集めることが子どもたちの成長につながります。さらに、中学校では平成33年度から全面実施されますが、その時3年生となる生徒は平成30年度では小学6年生です。平成31年度入学の1年生には3年間を見通したガイダンスが必要です。そのために本年度中に平成31年度の予算を熟考しなければいけません。

「学びの変革」を推進するためには、教育課程の実施に必要な人的又は物的な資源等を、教育の内容と効果的に組み合わせることが必要です。新学習指導要領は全国同じですが、学校の状況は各自異なります。自校の教育目標を理解し、自校の特色ある取組を踏まえ、学習環境、教材・教具の整備状況の在り方を検討し、予算計画及び執行に生かすことが求められます。そのために事務職員と教職員とが積極的にコミュニケーションを図り意見交換が、より重要なものとなってきます。事務職員が様々ある情報を収集し、企画・提案を行い、財務を適正に管理することで教育活動が効果的に円滑に行われ、その結果、地域が活性化され貢献につながります。このような姿勢がめざすべき事務職員像であると言えます。

第56回広島県公立小中学校事務研究大会報告

広島県公立小中学校事務職員研究協議会

① 研修1

「教育課程の改革について」

講師 広島県教育委員会教育部 義務教育指導課 教育指導監 石川 直之 様

“平成30年度「学びの变革」全県展開をむかえて”と題し学習指導要領改訂に伴い、事務職員が実践すべきことについて講義が行われました。

新学習指導要領の全面実施時期は小学校が平成32年度から、中学校が平成33年度となっており、実施時期に合わせて平成30年度からは小中学校ともに移行期間となっています。また、幼稚園、保育所、幼保連携型認定こども園においては平成30年度から全面実施となり、「幼児期に育ってほしい姿」の5領域に、より具体的に意識した10項目が加わっています。その教育を受けた幼児が来年度小学校に新1年生として入学してきます。

公立高校の入試問題を見て分かるように平成30年と平成25年の問題には大きな違いがあります。アクティブ・ラーニングの視点から、主体的・対話的で深い学びの実現が求められています。深い学びとは、グラフや専門用語を用いて各教科等の特質に応じた「見方・考え方」を働かせることです。その結果、以前までの入試問題では、記号や単語で解答するものが多かったのですが、近年は論理的に説明できるように記述式の解答が増加しています。高校入試の基本方針も平成28年から「知識及び技能を活用して、課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等を幅広く検査する」が追加されています。

「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善が進む中、出題の趣旨にも変化が見られます。日常生活の問題の解決のために、複数の情報を関連付けて論理的に考察し、数学的に表現したり、条件に合う事柄について、適切に判断できているかどうかを見ている。以前は計算結果を解答していましたが、最近の算数の問題ではなぜその結果になったのか、問題文に出てくる複数の単位等を関連付けて説明するようになっていきます。また「それぞれのグラフについて答えよ」となっている場合は、「メモ1は～、メモ2は～」と答えられているか、解答方法も重要になってきます。

全面実施は2、3年後からですが、移行期間中である今すべきことは、たくさんあります。新学習指導要領に準じた授業を行うために教員は様々な準備を行います。何か購入するものはないか、準備は進んでいるかなど、事務職員からの声かけが必要です。実際に授業を行う先生たちの意見を集めることが子どもたちの成長につながります。さらに、中学校では平成33年度から全面実施されますが、その時3年生となる生徒は平成30年度では小学6年生です。平成31年度入学の1年生には3年間を見通したガイダンスが必要です。そのために本年度中に平成31年度の予算を熟考しなければいけません。

「学びの変革」を推進するためには、教育課程の実施に必要な人的又は物的な資源等を、教育の内容と効果的に組み合わせることが必要です。新学習指導要領は全国同じですが、学校の状況は各自異なります。自校の教育目標を理解し、自校の特色ある取組を踏まえ、学習環境、教材・教具の整備状況の在り方を検討し、予算計画及び執行に生かすことが求められます。そのために事務職員と教職員とが積極的にコミュニケーションを図り意見交換が、より重要なものとなってきます。事務職員が様々ある情報を収集し、企画・提案を行い、財務を適正に管理することで教育活動が効果的に円滑に行われ、その結果、地域が活性化され貢献につながります。このような姿勢がめざすべき事務職員像であると言えます。

第56回広島県小中学校事務研究大会報告

広島県公立小中学校事務職員研究協議会

② 研修2

「これからの学校事務職員に期待すること」

講師 安芸太田町教育委員会 教育長 二見 吉康 様

広島県教育委員会事務局に在籍しているときから学校事務職員に深く関わっていた経歴から、現在安芸太田町教育長という立場から学校事務職員に期待することについて、講義がありました。

平成10年に当時の文部省から広島県教育委員会に対して是正指導がされました。「法令を逸脱、または逸脱しているおそれがある」ような不適切な状況が見られるというもので、教育内容7項目、学校管理運営6項目の是正を図るとともに、内容を報告するよう指導を受けました。この是正指導を受け県教育委員会と各市町村教育委員会は、挙げて取り組み改善が進みました。

平成18年頃、教員の仕事量が増加し、長時間労働になるという問題が指摘されました。児童生徒の指導業務に加えて、学校運営・事務・報告書作成・保護者対応・地域対応など業務内容も多様化され、通常期の小中学校の教諭の時間外勤務時間が1日当たり平均2時間となっています。結果として、子どもたちにかかわる時間が少なくなっています。

そこで教員の事務負担軽減と効率的・効果的な事務処理の体制のあり方について見直しを行いました。それぞれの職に応じた役割分担の明確化を図るとともに、教員が子どもたちの指導に専念できる環境を整備していくことが必要です。

平成19年、新教育システム開発プログラム事業委託「学校経営支援システム研究会」として、教職員1071名（うち事務職員300名）を対象に、「自分の担当で負担なものは何か」「役割は適性か等」「児童生徒に関すること」「学校運営に関すること」について行われた調査によると、教員が行う業務の中で事務職員へ移行可能なものはないかとの問いに、移行可能なものもいくつか挙がっていますが、事務職員へ移行されることへの抵抗感が強いことがわかりました。「事務職員は子どもと関係ない」、「今までと同じで良い」など変化を嫌う前例踏襲主義や、「自分がやらなければならない」という献身的教師像により、移行可能という発想が欠如していました。さらに事務職員にも、「教育課程に関すること」、「成績処理・評価に関すること」、「進路指導・児童生徒指導に関すること」が移行されることへの抵抗感が強いこともわかりました。逆に、多くの項目がすでに事務職員が従事しているということもわかりました。

平成29年3月に学校教育法が一部改正となり、事務職員は「事務に従事する」から「事務をつかさどる」に変更となりました。事務職員は、学校内で唯一の総務・財務等に通じ

る専門職員であり、その専門性を生かして学校の事務に責任を持って処理し、より主体的・積極的に校務運営に参画することが求められます。学校運営とは、教育目標の具現化のために必要な諸条件（人・物・財政・組織経営）を整備し、運営サイクルを踏まえて実施・運営することです。その中に職員会議・企画（委員会）会議も含まれています。とはいえ、企画会議等に事務職員が明確に位置付けられている、または事務職員も参加しているという学校は全体の3～4割と低水準です。「事務をつかさどる」ためには事務職員も校務運営に参画すべきです。事務職員としての経験、年数などキャリアは違って、校内で行う職務は同じです。経験年数が若くても企画等の会議に参加することが大切です。

事務職員は校内で唯一の行政職員といわれていますが、学校事務職員と一般行政職員は違います。学校事務職員は仕事内容が広いため様々な知識を必要とします。また学校は特殊なルールがあり、校長が異動すれば校長の考え方によりそれまでの取り組みの実績がリセットされることもあります。

学校事務職員は、教育に関する知識を有した行政職員＝教育行政職員であるべきです。そのために、専門的な知識・技能、情報処理能力、説明責任、コミュニケーション能力、公務員としての自覚、教育に関する知識の習得が期待されています。

今回改訂された新学習指導要領に伴い、環境整備が必要になります。小学校でのプログラミング教育、外国語活動、ICT教育等の設備や人的なものの充実のためには事務職員の力が欠かせません。

安芸太田町の小・中学校では、「主体的・対話的で深い学び」を実現する授業として、知識構成型ジグソー法による「協調学習」を実践しています。協調学習とは、複数の子どもたちが響き合って学ぶことです。そのために一人一人の分かり方の違いが見える授業づくりが必要です。実際の授業で生徒たちに4方向カメラ付きボイスレコーダー、ヘッドセットマイクを用意し授業を行いました。テレビ会議システムを活用して東京大学の教授に授業を配信し、その場で指導を受けられるためのチャット機能を活用しています。さらに人工知能AIを利用して生徒たちの会話を文字に起こし文書で記録します。

また、安芸太田町ではメーリングリストを活用しています。町内の教員だけでなく、全国の先生から意見を集めることができるので、よりよい教材を作成することができます。

これからの時代、教育環境は大きく変わり、その環境整備は極めて重要です。このような環境整備には事務職員の力が必要です。そのためにも事務職員が自らの資質と能力を向上させ、「事務をつかさどる」ことが大切です。